# 『モンゴル・オイラート法典』から見る 17世紀のモンゴル族の婚姻・家族制度

特木尔宝力道 著鈴 木 敬 夫 孟 根 巴 根¹ 訳

# 要旨

17世紀のモンゴル社会の全貌が見られる一面の鏡と呼ばれる著名作『モンゴル・オイラート法典』は、まさに17世紀のモンゴル社会の諸状況を反映した格好の資料である。筆者は、『モンゴル・オイラート法典』を素材として、17世紀のモンゴル族の婚姻・家族および婚姻制度を分析したうえで、その四つの主要な特徴を明らかにしたい。

**キーワード**:『モンゴル・オイラート法典』、モンゴル族の婚姻・家族、 モンゴル婚姻法

#### はじめに

婚姻は家族を形成する前提条件であるのに対し、家族は婚姻関係を継続させる必然的結果であり、しかも社会を組織する細胞でもあろう。婚

<sup>1</sup> 著者:特木尓宝力道(1961~)、男性、蒙古族、内蒙古通遼市の人、内蒙古師範大学法政学院法律系主任、副教授。現在、内蒙古大学民族学・社会学学院博士後期課程に在籍中。本稿は、教育部社会科学基金による「モンゴル・オイラート法典研究」(番号 06 JA 820024) 成果の一部である。

訳者:鈴木敬夫、湖南大学法学院兼職教授、法学博士。孟根巴根、国立北海道大学大学院法学研究科助教、法学博士。なお、訳文に引用した脚注はすべて訳者によるものである。また、原文との調整上、一部引用文において〔〕の中に付け加えて説明した箇所がある。

三六

姻と家族の関係は人間社会特有の一種の社会関係であり、家族の形成は 決まって婚姻というプロセスを経過する。「もし、婚姻が家族の土台でな いならば、婚姻は、たとえば友人関係の場合と同様に立法の対象ではな いであろう 12①。婚姻・家族制度は、すべての国や社会制度の重要な組 織部分である。階級社会においては、婚姻・家族制度が一定の法的な形 で現れ、法律によって確定されていた。どのような社会体制の下でも、 それに適応した婚姻・家庭制度と婚姻・家庭の法的規範が存在する。こ のような客観的事実は人間社会の発展史がよく証明している。それゆえ、 エンゲルスは、「たとえその形態がどのようなものであろうと、社会とは 何であろうか? 人間の相互的行為の産物である。人間は社会形態をあ れこれと任意に選ぶことができるであろうか? できません。もし、人 間の生産諸力の特定の発展の度合いを前提にするならば、交易や消費の 形態が得られるであろう。もし、生産、交易および消費の特定の発展段 階を前提とするならば、それに応じた社会秩序が、また家族、身分ある いは階級のそれに応じた組織が、一言でいえば、それに応じた社会〔市 民社会〕が得られるだろう」3②と指摘した。婚姻・家庭制度を研究する ことは社会の各発展段階を理解し、とくに階級社会と国家制度およびそ の性質を理解するための鍵となる。婚姻・家族および国家ならびに社会 制度の間でこのように内在的密接な関係があるからこそ、エンゲルスは 国家や社会制度の発展史を研究する際に、家族というこの社会細胞から 始めたのである。

モンゴル族は、悠久な文明や歴史をもつ民族の一つである。とくに 17世紀は、モンゴル族が発展する重要な歴史的段階であり、モンゴル族の発展史上重要な位置づけが与えられている。そのため、17世紀のモンゴル社会の性質、特徴および発展状況に対する研究は、国内外の学者の注

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1969 年) 第 1 巻 174 頁。

<sup>3</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第27巻389-390頁。

目を集めている。しかし、婚姻・家族制度の視角からこれを研究した論 著は数少ない。

法律は、一定の歴史条件の下における社会経済関係の反映である。「法律は人間社会の特徴(少なくとも特定の社会に限ってでも)を現していると理解すべきである」、「…社会を理解するには法律を理解すべきである」③。我われは、法律や制度の研究分析を通じて多くの問題を解決できる。それは、法律と経済・政治など社会現象の間で内在的に関連しており、かつ歴史的に継承性と連続性をもつからである。それゆえ、17世紀のモンゴル族の婚姻・家族制度は当時の法律に反映されているはずである。本稿は、その中でもっとも重要であり、しかも17世紀のモンゴル社会を全面的に反映できる一面の鏡といわれる『モンゴル・オイラート法典』を素材として、17世紀のモンゴル族の婚姻・家族制度の法的特徴を分析しようとするものである。なお、『モンゴル・オイラート法典』は全188条から成っており、そのうち、婚姻・家族制度に触れているところは30箇所以上あって、一定の比率を占めている。これについて、以下の4点を以って検討し、読者諸氏の忌憚のないご批判とご指導を賜りたいと思う。

#### I. 結婚年齢と婚約について

結婚年齢を明確に規定することは、あらゆる社会の婚姻・家族制度の重要な内容であり、婚姻法の重要な理論的問題でもある。婚姻制度の発展史からみると、人間は原始社会から早婚の習慣をもっていたことが分かる。この習俗が封建社会すべて、なかんずく現代社会にも影響を及ぼしている。わが国の歴史上には早婚の習慣があった。それが近代社会にまで継続して存在し、しかも当時の法律で認められていたものである。モンゴル族の歴史からみても、同じように永い早婚の習慣がみられる。当時のモンゴル社会の統治者たちは、結婚には社会で認められる客観的な基準が必要であることをはっきりと認識していた。同時に社会の発展も、当時の社会状況に適した結婚年齢の制定を強く求めていたのである。

そこで『モンゴル・オイラート法典』において、結婚年齢について詳細に定めるようになった。たとえば、「十四歳を超えた娘を妻に娶らねばならない。これより下の年齢(の娘)については、デムチ、シュレンゲが証明せねばならない。この規定に違反する者は、その娘を取り上げ家畜なしで(すなわち、身代金なしで)嫁にやること…(23条)」4④。この規定は形式的にみると、あたかも婚姻過程で結納を受け取る年齢について定めているかのようであるが、実は社会全体から認められ、かつ遵守すべき結婚年齢についての規定である。説明しなければならないのは、上述の「十四歳」という字幕は「十五歳」の誤写ではないかという点である。17世紀の婚姻法において、なぜこのような規定を設けるのか? 筆者は、当時の社会発展の客観的要求がそうさせたものと考える。

エンゲルスは、「ある特定の歴史的時代に、ある特定の国の人間がそのもとで生活をいとなむ社会的諸制度は、二種類の生産によって、すなわち、一方では労働の、他方では家族の発展段階によって制約される」<sup>5</sup> ⑤ と指摘する。それゆえ、生活資料の生産と人間そのものの生産の相互的発展によって、人間社会が発展するのである。当時モンゴル社会は、牧畜経済を主として、経済発展が迅速であったが、長期的な戦争により人口が大幅に減少し、労働力の不足が深刻化し、それがモンゴル社会の発展にとって直接的な阻害物となっていた。この情況の下で、人口の増加および労働力の補充は社会全体の発展にとって重要な問題となっていた。

他方、モンゴル族は長期の生活のなかで、婚姻・家族に関する経験を

田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)3頁。 なお、本稿の『モンゴル・オイラート法典』の条文は、田山茂「モンゴル・オイラート法典」『遊牧社会史研究(1-3)』に依拠するものである。ただ、そこにはアカデミー本(A)、ガルストンスキ本(G)、パラス本(P)の3つの原典モンゴル語バージョンがあるが、ここでは、本稿の原文と最も近いと思われる(G)バージョンを引用した。

<sup>5</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第 21 巻 27 頁。

積み重ね、婚姻・家族は人びとの健康的な心身状況・責任能力・労働能力を前提にするものであると認識していた。実際上、女性のほうが男性から結納を受け取った後、実家に1・2年、長いときには5・6年に経てから嫁にいくことが常にみられる。これは、モンゴル族の古くからの習俗の一つであり、そのため、法定結婚年齢が15歳であるが、実際に結婚する年齢は16歳以上であった。これはその他の少数民族との大きな違いでもある。

『モンゴル・オイラート法典』にまた、「…もし娘が十五歳を超えているならば、自己の養育者のもとに留まらねばならない。二人の父(実父と養父)は(嫁にやるとき)家畜(身代金)は等分に与えねばならない(104条)」。⑥という規定がある。これは上述の法定結婚年齢の具体化である。法定結婚年齢に達し、かつ婚約している女性の父母は恣意にその婚約を解除してはならない。男性のほうから結納として女性に贈った家畜は、実の父母と養父母が平等で分かち合い、女性が嫁に行く時、実の父母と養父母が共同でその費用を分担する。これは当時の歴史的条件の下で、人びとに広く認識されていた法定結婚年齢は15歳であるが、実際の結婚は15歳以上、20歳にもなっていたことをよく証明している。

『モンゴル・オイラート法典』は、「…二十歳になった(結婚を取り決められた)娘については、舅(婿の父)に三回申出でよ。もし、(結婚が)だめなら、それをノヤン〔王侯〕に届け出て、娘を(他に)嫁がせること。届けないで嫁がせるならば、(身代金)として与えられた家畜を許婚の父親から取り上げ、(その他に)規程の定めるところによって取扱うこと(24条)」「⑦と定めている。この規定も、上述の法定結婚年齢の規定をさらに実証したものといえよう。

17世紀のモンゴル社会にもはや売買婚姻が現れ、しかも法的に保障され、婚約も法的効力をもっていた。『モンゴル・オイラート法典』は、「も

<sup>6</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第 19 号(1963)19 頁。

<sup>7</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)4頁。

四〇

し、(娘が) 婚約させられたならば、嫁の父(婚約した娘の父) は罰金を 課される。もし、娘が婚約させられなかったならば、父は罰金を課され ない。もし、婚約した娘を両親が合意のうえで他人に嫁がせるならば、 それに対して、つぎの通り取上げること。上級の者からは駱駝を主とし て五九、中級の者からは駱駝(らくだ)を主として三九、また下級の者 からは駱駝を主として〔一〕) 九。(第一の婿は) 自分の妻(即ち婚約者) を身代金として与えた家畜と共に取上る。もし、これが両親の(承諾な く)行われるならば、三倍の罰金をもって取扱わねばならない。(この場 合) 両親の無罪については、宣誓によって調べよ。(この三倍の) 罰金は、 (第二の)婿から取り立て、嫁にやられた娘の父がそれを使うものとする (26条)。8と規定している。ここでいう「婚約」は、モンゴルの伝統的 な「脛骨婚礼」に由来するものである。そこで「脛骨婚礼」とは何か、 という問題が生じる。「脛骨とは、すねの内側にある細長い骨(のであり、 また、「太腿とつながるくるぶしともいい、牛や羊のそれを脛という」⑩。 ここでいう「脛骨婚礼」とは、モンゴル族が昔から盛行してきた一種の 婚礼習俗である。モンゴル人は羊の丸焼きをもって客を招待する習俗が あり、結婚式では「主宰者が大きな木の入れ物に骨付き肉を入れておく と花婿が『脛骨四女』より先に脛骨を奪い取ること。…仮に花婿のほう が手遅れ、脛骨四女が先に羊の脛骨を奪い取った場合、花婿がその女性 たちに膝を曲げながらハターをあげ献杯して脛骨を取り戻してもらう。 これがいわゆる『脛骨婚礼』である」⑪。「カラカ婚姻習俗の中で、『摆 木方盘』という儀式があり、花婿が木の入れ物の羊の頸骨を必ず親指を 使って折ること、一回で折らなければ無能者に見なされるということで ある」(12)。

『モンゴル・オイラート法典』は、モンゴル社会に普遍的盛行していた 風俗習慣を吸収し、「脛骨婚礼」から「脛骨婚約」を派生させ、法により 婚約関係を確認し、かつ「脛骨婚約は法的拘束力をもつ」と明確に規定

<sup>8</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)5-6頁。

し、よって、それに反する場合の法的責任を追及する客観的基準を定め、 責任の度合いをはかっていた。

すでに婚約を済ませている女子方の父母が約束を破り、娘を他の人と 縁組を結んだ場合、その人の社会地位に応じた懲罰がある。加えて男の 方は結納を取り戻すか、未婚妻の連れ戻しができ、異なる情況の下で女 性方の法的責任を追及することができる。このように、『モンゴル・オイ ラート法典』が婚約に法的拘束力をもたせ、婚約を済ませている男女双 方の合法的権利利益を保護していた。

同時に『モンゴル・オイラート法典』は、「婚約していない娘に自分と逃げることを唆かす者は、それに対してつぎの通り取上げる。上級の人からは七頭、中級の階層の者からは五頭、下級の階層の者からは駱駝一頭(28条)」。③と定めている。このように、婚姻・家族関係の破壊者を厳罰し、社会全員の行為を規制していた。この規定は当時の社会的条件の下で、法的側面から結婚年齢を明確に規定し、法により婚約や家族関係を保護し、婚姻・家族関係の安定的発展に大きな役割を果たしていた。また、古くから遺されてきた強奪婚姻の習慣を法によって禁止し、一夫一妻制の強固と発展にも重要な役割を果たした。

# II. 聘礼と結婚費用について

エンゲルスが指摘したように、「対偶婚以来、妻の略奪と購買とが始まる」10 ④。「私的所有が共同所有に優越するようになり、相続についての関心が生じるのにともなって、夫権制と一夫一婦婚が支配的なったとき、婚姻の締結はいよいよ経済上の考慮によってきまるようになった。売買婚の形式〔傍点は原文〕は消滅するが、その実質はますます強く実行され、その結果、女ばかりか男も価格をもつようになる — 彼の個人的な

<sup>9</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)6頁。 10 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第21巻53頁。

四

性質に応じてではなく、その財産に応じて」<sup>11</sup> ⑤。そのため、売買婚姻は一夫一妻制の中で統治的な地位を占め、婚姻関係が始めから経済的要素を考慮し、かつ、経済条件が婚姻関係を決定するようになったとき現れたものである。売買婚姻関係が普遍的存在していた当時のモンゴル社会において、婚姻プロセスの中で結納を求めることは、早くから形成された現象であった。

「モンゴル族が氏族解体時から婚約・結婚するとき、婦女に大きな権限 それどころか、「二つの氏族が婚約するとき厳格な協議を結び、どちらか が違約すれば、違約したほうがその責任を負う。
励とされていた。仮に、 社会生活の中で売買婚姻関係が広く存在し、かつそれを認めるのであれ ば、婚姻中の結納と費用問題を法によって保障する必要がある。『モンゴ ル・オイラート法典』は、「官位のある王侯およびタブナン間の求婚に際 しての家畜数(結婚に対する身代金)は、つぎのように定める。三十の 貴重(品)〔ベルゲ〕12、百五十の馬群と、四百の羊。小王侯およびタブナ ンの間に取交わされる家畜の数(身代金)はつぎの通りである。十五の 貴重(品)、五十の瑪群と百の羊。財物による婚資(持参金)の引渡しは、 与えられた家畜数身代金に相応する。この数より少なくすることは、双 方の親戚の意志による (22 条) <sup>13</sup> ®。「四十 (天幕) のデムチ (ウルスの 徴税長)の娘に対する家畜数(身代金)は、つぎのように定められる。 五頭の駱駝、二十五頭の大家畜と四十頭の羊…(22条)」14 ⑩。「二十(天 幕)のシュレンゲに与えられ受取られる家畜の数(身代金)は、つぎの

<sup>11</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第 21 巻 83 頁。

<sup>12</sup> ベルゲについて、ガルストンスキ氏は「貴重品」と訳し、パラス氏は「財宝」と 訳しているが、田山茂氏は、賠償として出される家畜または財物が適宜に組み合わ せられたものと見ている(田山茂「モンゴル・オイラート法典(1)」『遊牧社会史研究』 第5号(1959)14頁。)

<sup>13</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961) 1頁。

<sup>14</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)2頁。

通りである。四頭の駱駝、二十頭の大家畜、三十頭の羊…(22条) 15 20。 「中級階層の人々の間で家畜の数 (身代金) は、つぎの通りである。三頭 の駱駝、十五頭の大家畜、二十頭の羊…(22条)」16 ②。「下級階層の人び との間では、家畜の数(身代金)は、つぎの通りである。二頭の駱駝、 十頭の大家畜、十五頭の羊… (22 条) 📭 🖾 とそれぞれ定めている。

以上は、当時のモンゴル社会の異なる階層における婚姻関係の結納の 数、種類および双方当事者の法的責任などを定めたものである。そのう ち、牧畜生活品や日用品についての規定が詳細かつ具体的である。これ らの規定からは、当時の結納は牛、羊、馬、駱駝を主としていたことが はっきり看取される。これらの法的規定は、モンゴル社会の経済的特徴 および物質生活条件を直接的に現している反面、当時のモンゴル社会の 牧業経済の繁栄状勢を証明しているものである。

当時、官僚も婚姻・家族問題に直接干渉し、婚姻・家族問題を民族の 死活をかけた重大問題であるとみていた。そのため、官僚は婚姻・家族 関係の確立と発展を支援するよう社会に呼びかけていた。たとえば、「四 十の天幕のうち四天幕は、毎年自分の息子たちを結婚させねばならない。 そして十人が一人の結婚のため援助を行わねばならない…結婚に(援助) を与えないものには、二頭の駱駝、五頭の馬と十頭の牡羊を罰金として 課せ (24条) <sup>18</sup> 23、と。これらの規定は、当時の官僚および社会全体が 婚姻関係の確立を支援していた事実を客観的に証明し、モンゴル社会の 人口が少ないこと、牧畜業の迅速な発展に伴う労働力を必要としていた 現実を反映していたのである。女性の嫁入り道具などは男性の方の結納 の多寡によって異なり、減らす必要がある場合、双方の協議で決まると されている。これによると、当時のモンゴル社会に実行されていた売買 婚姻の過程で、男女双方の親の協議によって法定結納の数を減らすとい

四三

田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)2頁。

田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)2頁。

田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)2頁。

田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)3頁。

四四四

う大きな権限をもっていたことが伺える。

『モンゴル・オイラート法典』は、結納について詳細に規定しているだけでなく、結婚式の費用についても詳細に規定していた。たとえば、「四十(天幕)のデムチの(結婚の)酒宴のために屠殺されるものは、つぎの通りである。大家畜四頭と五頭の牡羊。二十のシュレンゲには、大家畜三頭と四頭の牡羊。中級階層の人には、大家畜二頭と三頭の牡羊。また下級階層の人には、大家畜一頭と二頭の牡羊…(23条)」19 ②、と。ここでは、社会的地位によって四十のデムチ以下の人の婚礼費用をはっきりと定め、これにより、当時の婚礼費用の主たる内容は全て羊であることを物語っている。

当時の婚姻法は、モンゴル民族の長年蓄積してきた風俗習慣を吸収し、それを法律規範として定め、普遍的拘束力をもつ行為規範にした。よって、モンゴル社会の婚姻・家族関係を確保し、社会秩序を維持し、モンゴル社会制度の強固と発展を保っていたのである。ここでデムチ以上の官僚貴族の婚礼費用を定めていないのは、彼らは自分の社会的地位と私有財産の多寡によって、自ら婚礼費用を確定する特権を有していたからである。封建貴族の土地財産の所有権および等級特権の保護は、すべて封建制法律の主たる役目といえよう。『モンゴル・オイラート法典』も例外ではなく、モンゴル封建君主の草場の所有権や特権を保護するのがその主要な任務であった。

# III. 婚姻・家族関係について

婚姻・家族関係は、婚姻法が規制する重要な内容の一つである。夫婦の婚姻関係における地位は男女双方の社会的地位によって決定される。 夫婦関係の性質と特徴は最終的に一定の社会制度によって決定され、かつ法律のなかで反映されるのである。夫婦関係および親子関係は、婚姻・家族関係における最も重要な関係であり、しかもそれが法的な権利義務

<sup>19</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)3頁。

関係を包含している。

これらの関係の重要性について、エンゲルスは、「父、子、兄弟、姉妹の呼称はけっして単なる敬称ではなく、まったく明確な、きわめて厳粛な相互の義務をともなっており、これらの義務の総体がこれらの諸民族の社会制度の本質的な部分をなしている」<sup>20</sup> ⑤と指摘した。『モンゴル・オイラート法典』はこれらの関係を調整する条文を詳細に扱っていた。

『モンゴル・オイラート法典』は、父母と子女関係の調整規定について、 「自分の教師、父親または母親を(強く)殴る者は、それから三九を取り 上げよ。中位の殴打に対しては、二九を取り上げ、また小さな殴打に対 しては、十九を取り上げよ(14条)」、「もし、嫁が自分の舅または自分の 姑を強く打つならば、彼女から三九を取り上げよ…三十鞭を加え…(15 条)、「もし、父親が自分の息子を、または姑が自分の嫁を躾のため打つ ならば、これには罪がない。もし不当に(罪のないのに)打つならば、 彼等からつぎの物を取り上げよ。大きな殴打に対しては九頭…の馬。も し舅が(強く)自分の嫁を打つならば、彼から二九を取り上げ…(16条) $_1^{21}$ ②とする。このように子女は父母に対し、尊敬する義務があり、父母は 子女に対し教育する権利と義務があることを決的に確認したのである。 また、父母、義理の父母、息子、息子の嫁などの関係にきちんと線引き し、異なる状況の下で異なる処罰措置を実施していた。とくに家族メン バー間に発生する命にかかわる訴訟について特別な規定を設けている。 「もし、息子が自分の父親または母親を殺すならば目撃者は(殺害者を) 捕まえ、王侯のもとへ連行せねばならない。これに対しては(殺害者の 財産から)貴重品を主とした九頭を受取るだろう。(殺害者)自身の外に、 彼のすべてのほかのもの(財産と家族)は分散(没収)されねばならな い(17条)、「離婚した妻を殺す者は、それから五九の家畜を取り上げよ。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第 21 巻、35 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(1)」『遊牧社会史研究』第5号(1959)11-12 頁。

四六

四六

もし、妻が妻を(重婚のとき)殺すならば、(殺人に関する)法律によって彼女を取扱うか、または彼女の耳を切り、他人に嫁せしめねばならない…(20条)」。「自分の奴隷を殺す者は、それから五九を取り上げよ。女奴隷を殺す者は、それから三九を取り上げよ(19条)」<sup>22</sup>②、と。ここで、親殺しに対しては家畜九頭で罰し、全財産を没収するなど厳罰であるが、子女を殺害した親に対しては全財産を没収するだけで、比較的に軽い罰となっている。前妻殺害者あるいは夫の同居者を殺害した場合の法的制裁は同じであり、奴隷を殺害した場合でも罰されることになっている。このことは、一方では、当時牧業経済が発展したゆえ、労働力が深刻に不足していた現実を反映し、他方では、旧奴隷占有制度が残存させてきた影響を法によって解消しようとした有効な措置であった。

『モンゴル・オイラート法典』は、既婚者あるいは養子縁組について「昏宴を済ませた娘が死亡すれば、その婚資は(夫に)与えねばならない。もし未だ婚宴(結婚式)のすまない娘であれば、(婿は)彼の家畜の(即ち、身代金)の半分を受取る(24条)」<sup>23</sup>、「もし養子の男子が希望で(養育者から)自分の(生みの)父親のもとへ戻るならば、息子には買戻金を払わなくてもよい。しかし、独りで去ることができるだけで、妻や自己の子の買戻金は払わねばならない。養女はその養育者の自由に任せられればならない。家畜(即ち、嫁取りの身代金)を(父と養育者が)同等に利用し、また婚資を平等に出さねばならない(27条)」<sup>24</sup> ②と規定する。これは、当時のモンゴル社会で男女の社会的地位が不平等であることを反映している。

#### IV. 女性の権利利益の保護について

女性の権利と利益についての法的規定は、女性の社会的地位を直接に

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(1)」『遊牧社会史研究』第5号 (1959) 12-13 頁。

<sup>23</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961)4頁。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(2)」『遊牧社会史研究』第6号(1961) 6頁。

反映し、一定の社会の文明の程度をも表している。女性は、社会発展に 伴い、その社会地位が逐次に高まるにつれ、最終的に男性と同様の権利 の享受者となる。男女の社会的地位および権利は最終的にその社会経済 関係における地位によって決定される。

ところで、17世紀のモンゴル社会の女性の地位はいかなるものであろうか。当時、女性たちは家事を調えるほか社会生産活動に直接参加し、重要な役割を果たしていた。それゆえ、「古代蒙古人の婦人は、遊牧民に常にみられるように、これを檻禁し獨居させて置くことができなかった」<sup>25</sup> ②といえよう。モンゴル社会の生産や生活のなかで、女性を重視する習慣はいち早く形成し、しかも徐々に法制化されていた。『モンゴル・オイラート法典』における関連規定はまさにその証左である。

『モンゴル・オイラート法典』は、女性の人身的権利と利益の保護について、「女から髪または帽子の総をむしる者は、それから九頭を取り上げよ。子の流産の原因となる者は、それから月数(流産児の)だけの九頭を取り上げよ。(娘の)胸を掴むか、またはそれに接吻する者は、恥部を弾いてやれ。もし娘が十歳以上であれば、罰金を課される。もし、より小さい者であれば罰金は課されない(61条)」<sup>26</sup>、「患っている眼、ぐらぐらする — 生え代る歯(代りに別のものが生えるような歯)の(傷害)に対しては、五(家畜)を取り上げよ。もし、良い眼またはよい歯が傷けられないならば、半分(殺人の罰金の)を取り上げよ」<sup>27</sup> 郷と定める。

上述の規定は、社会全体から認められていた責任能力と行為能力に関する法的基準である。一般的に、十歳以上の者は一定の行為能力と責任能力をもち、他人の権利を侵犯した場合には、法的制裁を受ける。十歳以下の者は行為能力が無く、まだ責任能力を構成する年齢になっていないから法的制裁を免れる。これは、社会の発展要求と法の客観的法則に

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> (ロシア)ウラヂミルツォフ(著)外務省調査部(訳)『蒙古社会制度史』(中国社会科学出版社、1980 年)126 頁。

<sup>26</sup> 田山茂「モンゴル•オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第 19 号(1963) 5 頁。

<sup>27</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第 19 号 (1963) 5-6 頁。

四八

四

八

符合しているものといえよう。

『モンゴル•オイラート法典』は、家族関係を破壊する者への制裁につ いて、「…上流の人の妻に(自分との)駈け落ちを唆かす者は、それに駱 駝を主として九九の罰金を課すこと。中流の人の妻に(自分との) 駈け 落ちを唆かす者は、これから駱駝を主として五九を取り上げること。下 層の人の妻に対しては、駱駝を主として三九を取り上げること。(他人の) 妻を見えない(発見することの難しい)ところに誘拐すれば、(夫が)(誘 拐した者から)棄てられた妻とその家畜を取り上げよ。(すなわち身代金) の数の家畜を与えて、彼女を自分の所へ引き取る権利を有する。もし彼 等が家畜を持たないならば、アイマクの兄弟(アイマクの親戚)が彼女 に九頭を与えて、自分の下へ引き取ることができる。もし、彼女のアイ マクの兄弟が無産者であれば、この場合ノヤンが処理せねばならない (103条)」28、「夫によって捨てられた妻を買戻そうとする(親戚は)、貴重 品とともに九頭を与えてそれを得る。中流の階級の者の妻に対しては、 家畜五頭であり、低い階級の者の妻に対しては馬と駱駝である(87条)」29 ③と定めている。これらの規定から、当時のモンゴル社会はモンゴル人 女性を重視していたことが分かる。それは、当時の婚姻・家族法は、女 性の権利と利益について全面的に保護していたからである。エンゲルス は、「女たちが、我われの考えで不相応に思えるほど多くの労働を果たさ なければならない諸民族が、しばしば、我われヨーロッパ人よりもはる かに多く、ほんとうの尊敬を女たちに払っているのである」30 図と述べ た。当時のモンゴル社会の牧畜事業と経済生活のなかで、もしモンゴル 人女性が一定の地位と権利を有していなければ、上述したような女性の 権利と利益の保護をめぐる法規定もなかったであろう。

<sup>28</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第 19 号 (1963) 18-19 頁。

<sup>29</sup> 田山茂「モンゴル・オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第19号 (1963) 14頁。

<sup>30</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971 年) 第 21 巻 54 頁。

『モンゴル・オイラート法典』において、女性の行為規範と義務履行に関する規定も少なくない。とくに夫婦関係の保護や淫乱行為の懲罰について、厳しい規定をおいていた。たとえば、「もし女が他の者に惹かれ相互の欲求で姦通すれば、女から四(家畜)を取り、男から五(家畜)を取り上げよ。もし女に愛情がなく、(男が)強姦すれば、男から九頭を取り上げよ。女奴隷を強姦すれば馬一頭を取り上げよ。もしその愛情があれば、罪にならない。もし娘の欲求に反して同衾すれば、(男から)二九を取り上げよ。もしその欲求があれば、一九を取り上げよ。(56条)」3130と定められている。これはいわゆる「モンゴル人は不羈で客を異性相手にする」という出まかせに対する有力な打撃である。牧畜経済の発展に伴う労働力の不足のため、上記の犯行は基本的に死刑にはならないが、かなりの重罰がおこなわれていた。したがって、これらの規定は、婚姻・家族関係の安定やモンゴル族の婚姻・家族習慣を規制するうえで重要な意味をもっている。

それと同時に、『モンゴル・オイラート法典』は、離婚について、つぎのように明確に定めている。「婚約中の和頓人(回族)が、姻戚関係を解除する場合、平等にそれが認められるが、これをもって、オイラート人を軽蔑するのであれば、姻戚の解除は認められない。従来の姻戚で取扱われる。両民族間の婚姻訴訟は、大訴訟廷で公正に審判されるべきである」③とされる。それゆえ、当時のモンゴル婚姻法は、離婚について特定の条文を設け、特に異なる民族間の婚姻紛争、離婚手続および方法についてきわめて重視し、上級の司法機関が取り扱っていたことが分かる。離婚現象を認め、しかも正確に処理することは社会進歩の表徴である。これについてレーニンは、「…離婚の自由は実際には家族の結合の『崩壊』を意味するものではなく、逆に文明社会における唯一の可能かつ堅固な民主主義的基礎のうえに家族の結合を強化するものである…」32 ⑤と指

<sup>&</sup>quot; 田山茂「モンゴル・オイラート法典(3)」『遊牧社会史研究』第 19 号(1963) 3 頁。

<sup>32 『</sup>レーニン二巻選集第一巻第五分冊(民族自決権について)(他 13 編)』(社会書房、1952 年) 205 頁。

五〇

摘する。離婚することによって、既存の婚姻関係が解体するが、それが 少数の離婚しなければならない婚姻関係にとどまり、社会全体から見る と婚姻・家族関係が逆に安定するのである。この意味では、『モンゴル・ オイラート法典』における離婚に対する詳細な規定は重要な意義をもつ 立法活動であった。なお、『モンゴル・オイラート法典』は相続や扶養関 係についても詳細に定めているが、それらについては、今後の研究課題 としたい。

# あとがき

これまでの検討をまとめてみると、つぎの結論に到達する。つまり、 17世紀のモンゴル社会の性質は封建社会、かつその相当な発展段階であ り、政権組織機構は全面的に発展していたということである。以下に、 17世紀のモンゴル社会の婚姻法の主たる特徴をまとめて終わりにした い。

- 1、及ぶ対象範囲が広く、かつ法規が具体的である。婚姻法は婚姻・家族の一般関係 夫婦関係や父子関係などの親族関係 を規制するだけではなく、婚姻・家族の特殊な関係を規制し、個別具体的な問題について詳細に定めている。
- 2、モンゴル族の早期の婚姻習俗を広く吸収し、法律の形でそれを制度化した。たとえば、「脛骨婚礼」、「脛骨婚約」などがあげられる。
- 3、内容が豊富で、かつ遊牧民族の社会経済の特徴を反映している。 つまり、法典の内容は、モンゴル婚姻・家族関係の各面だけではな く、遊牧民生活習俗と草原の文化的特徴も包含している。たとえば、 結納や婚礼費用は基本的に家畜を主として、かつモンゴル人の伝統 数字である「九」で計算していることである。
- 4、封建等級の色彩が濃厚である。法典は「上層人」から「卑民」までの異なる階層の人に対して異なる規定と要求があった。

『モンゴル・オイラート法典』は、17世紀のモンゴル社会における婚姻・ 家族関係に関しての最も完璧な法典であり、モンゴル婚姻法制度の長い 発展史上重要な位置づけを占めている。そのため、国内外の学者から『モンゴル・オイラート法典』は「17世紀のモンゴル社会を全面的分析するうえでの一面の鏡である」と評価されてきた。

上述したように、『モンゴル・オイラート法典』は、当時のモンゴル社会の生産や生活実情から出発し、伝統的な婚姻・家族制度を法制化し、広く拘束力を与えた。したがって、当時のモンゴル社会の細胞である家族や家族関係を強固にし、社会の発展、特に牧畜経済の発展に対して安定した法的環境を提供できたといえよう。これはまさに、エンゲルスが指摘したように、「ヨーロッパ人が不道徳と無法律を見ているところに、実際には厳格な掟がおこなわれているのである」、「妻を略奪する場合でさえ、この部族の掟は注意深く守られる」33 %ということである。『モンゴル・オイラート法典』は、当時のモンゴル社会において、完成度の高い婚姻・家族法制度が存在していたことを証明するだけでなく、モンゴルの婚姻・家族関係を法制化し、かつその後の発展にも重要な役割を果たしたことを証明するものである。

#### 注釈

- ① 『マルクス=エンゲルス全集 (第1巻)』(人民出版社、1956年) 183頁。
- ② 『マルクス=エンゲルス全集 (第27巻)』(人民出版社、1972年) 477頁。
- ③ (米)マイコミク= (ジェ)インベイゲル(著)、周葉謙(訳)『制度法論』 (中国政法大学出版社、1994年)1頁。
- ⑤⑭⑤②汤 『マルクス=エンゲルス選集(第4巻)』(人民出版社、1972年)2 頁、43頁、75頁、44頁、40頁。
- ⑨ 『二十一巻本辞典(モンゴル語)』(内蒙古人民出版社、1977年) 599頁。
- ⑩ 斯琴朝格図(スチンチョクト)『蒙古語詞根辞典』(内蒙古人民出版社、1988 年) 1703 頁。

<sup>33</sup> 大内兵衛=細川嘉六(監訳)『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店、1971年) 第21巻51頁。

五二(五三)

- ① 達木林斯尔 (ダムリンバスル)=博彦和什克 (ボインヘシク) 『婚礼祝詞 (モンゴル語)』(内蒙古人民出版社、1982年) 13 頁。
- (2000年) (蒙古国) 達・貢格尓 (ダ・ゴングル)『喀尓喀簡史 (モンゴル語)下 冊』(内蒙古人民出版社、1990年) 262 頁、289 頁、289 頁。
- ② (日) 田山茂 (著) 潘世憲 (訳) 『清代モンゴル社会制度』 (商務印書館、1987年) 240 頁。
- ② 『マルクス=エンゲルス全集(第21巻)』(人民出版社、1972年)40頁。
- ② (ロシア) フラジミルザフ『モンゴル社会制度史』(中国社会科学出版社、1980年) 89頁。
- ③ 『レーニン選集(第2巻)』(人民出版社、1972年)534頁。

# 原著

特木宝力道「従《拉特法典》看 17 世紀蒙古族婚姻法、家庭制度」、『内蒙古大学〈哲学・社会科学版〉』第 27 巻 3 期(2000)51-57 頁。

# VIEWING THE MONGOLIAN MARRIAGE AND FAMILY SYSTEM OF THE 17TH CENTURY IN PERSPECTIVE OF WEILAT CODE TEMURBAOLIDAO

(Political Economy Department, Inner Mongolia Normal University, Huhhot,Inner Mongolia)

**Abstract:** Weilat Code, a mirror which reflected in an all-round way the Mongolian society of the 17th century, constitutes the first-hand materials revealing the Mongolian social conditions of the 17th century. On the basis of this code the author of this paper makes a systematic analysis of the Mongolian marriage and family system and the Mongolian marriage law, and then summarizes the chief characteristics of the Mongolian marriage and family system and of the Mongolia marriage law of the 17th century.

**Key words:** Weilat Code; Mongolian marriage and family; Mongolian marriage law